

○新任捜査員育成プログラムの制定について（概要）

（平成 21 年 2 月 27 日例規第 3 号／神刑総発第 83 号）

改正 平成 22 年 3 月 30 日例規第 17 号

この通達は、巡査部長及び巡査の階級にあつて、捜査実務の経験がおおむね 3 年以下である刑事部門の捜査員に対し、実務を通じた実戦的な指導を行い、新任捜査員を育成し、その捜査能力を効率的に向上させるために、必要な事項を定めたものである。

主な内容は、

- 指導体制
- 指導対象者
- 指導期間
- 指導担当者研修
- 実施上の留意事項

等である。